

【公報種別】意匠公報の訂正

【発行日】令和7年4月1日(2025.4.1)

【登録番号】意匠登録第1793486号(D1793486)

【掲載公報発行日】令和7年3月13日(2025.3.13)

【年通号数】登録公報(意匠)2025-046

【意匠分類】J7-500

【出願番号】意願2025-826(D2025-826)

【訂正の要旨】【意匠権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

(19)【発行国】日本国特許庁(JP)

(45)【発行日】令和7年3月13日(2025.3.13)

(12)【公報種別】意匠公報(S)

(11)【登録番号】意匠登録第1793486号(D1793486)

(24)【登録日】令和7年3月5日(2025.3.5)

(54)【意匠に係る物品】治療装置

(52)【意匠分類】J7-500

(51)【国際意匠分類】Loc(14)C1.24-02

【Dターム】J7-500VZA

(21)【出願番号】意願2025-826(D2025-826)

(22)【出願日】令和6年6月27日(2024.6.27)

(62)【分割の表示】意願2024-13190(D2024-13190)の分割

(31)【優先権主張番号】29/922,985

(32)【優先日】令和5年12月27日(2023.12.27)

(33)【優先権主張国・地域又は機関】米国(US)

(72)【創作者】

【氏名】ワッサーマン ヨラン

【住所又は居所】イスラエル国 31905 ハイファ シャアル ハカルメル पीオー ボックス 1  
5022 マタム センター トパーズ ビルディング フォース フロア ノヴォキユア ゲーエムバー  
ハー シー/オー

(72)【創作者】

【氏名】オブコブスキー スタス

【住所又は居所】イスラエル国 31905 ハイファ シャアル ハカルメル पीオー ボックス 1  
5022 マタム センター トパーズ ビルディング フォース フロア ノヴォキユア ゲーエムバー  
ハー シー/オー

(72)【創作者】

【氏名】シャピロ デーヴィッド

【住所又は居所】イスラエル国 31905 ハイファ シャアル ハカルメル पीオー ボックス 1  
5022 マタム センター トパーズ ビルディング フォース フロア ノヴォキユア ゲーエムバー  
ハー シー/オー

(72)【創作者】

【氏名】ヤコビ エリ

【住所又は居所】イスラエル国 31905 ハイファ シャアル ハカルメル पीオー ボックス 1  
5022 マタム センター トパーズ ビルディング フォース フロア ノヴォキユア ゲーエムバー  
ハー シー/オー

(72)【創作者】

【氏名】ゴロム ドミトリー

【住所又は居所】イスラエル国 31905 ハイファ シャアル ハカルメル पीオー ボックス 1  
5022 マタム センター トパーズ ビルディング フォース フロア ノヴォキユア ゲーエムバー  
ハー シー/オー

(72)【創作者】

【氏名】レイボヴィッチ イタイ

【住所又は居所】イスラエル国 31905 ハイファ シャアル ハカルメル ピーオー ボックス 1  
5022 マタム センター トパーズ ビルディング フォース フロア ノヴォキュア ゲーエムベー  
ハー シー/オー

(73) 【意匠権者】

【識別番号】520186532

【氏名又は名称】ノヴォキュア ゲーエムベーハー

【氏名又は名称原語表記】NOVOCURE GMBH

【住所又は居所】スイス国 6340 バール ノイホーフシュトラッセ 21

(74) 【代理人】

【識別番号】100107984

【弁理士】

【氏名又は名称】廣田 雅紀

(74) 【代理人】

【識別番号】100182305

【弁理士】

【氏名又は名称】廣田 鉄平

(74) 【代理人】

【識別番号】100096482

【弁理士】

【氏名又は名称】東海 裕作

(74) 【代理人】

【識別番号】100131093

【弁理士】

【氏名又は名称】堀内 真

(74) 【代理人】

【識別番号】100150902

【弁理士】

【氏名又は名称】山内 正子

(74) 【代理人】

【識別番号】100141391

【弁理士】

【氏名又は名称】園元 修一

(74) 【代理人】

【識別番号】100221958

【弁理士】

【氏名又は名称】篠田 真希恵

(74) 【代理人】

【識別番号】100192441

【弁理士】

【氏名又は名称】渡辺 仁

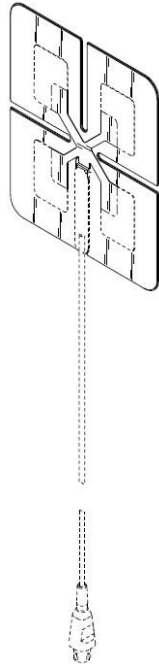
【審査官】木村 美奈子

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、電極アレイ用の治療装置であり、電気ケーブル及びコネクタを接続し、治療に用いられるものである。

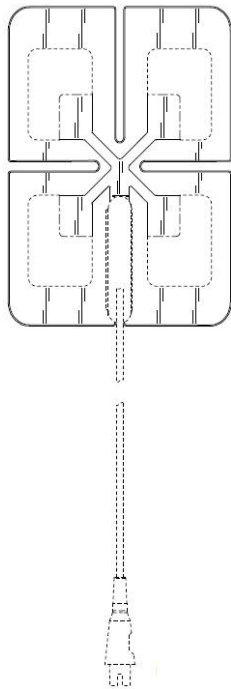
(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。各図の表面部に表された細線は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。

【図面】

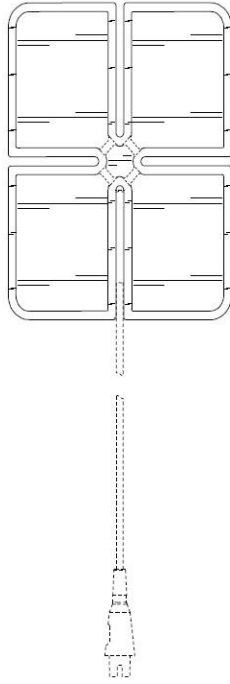
【图 1 : 正面斜视图】



【图 2 : 正面图】



【圖 3：背面圖】



【圖 4：右側面圖】



【圖 5 : 左側面圖】



【圖 6 : 平面圖】



【図 7 : 底面図】



(56) 【参考文献】意登 1 5 6 5 2 5 6

(56) 【参考文献】意登 1 7 7 5 2 9 1

(56) 【参考文献】大韓民国意匠商標公報、(2016-4-6)、30-0848293、(特許庁意匠課公知資料番号HH28415203)

(56) 【参考文献】大韓民国意匠商標公報、17-43号、(2018-1-23)、30-0941258、(特許庁意匠課公知資料番号HH29450729)